

大館市スポーツ・文化合宿等誘致促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市におけるスポーツや文化活動等に係る合宿等の誘致を促進し、交流人口の拡大及び地域の活性化に資するため、市内の宿泊施設を利用したスポーツ・文化合宿等を行う団体に対し、予算の範囲内において大館市スポーツ・文化合宿等誘致促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、大館市補助金等の適正に関する規則(昭和62年規則第8号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) スポーツ・文化合宿等 市内のスポーツ・文化施設及び宿泊施設を利用して実施する市外からの合宿及び練習・交流試合遠征（大会参加に係る宿泊は除く。以下「合宿等」という。）
- (2) スポーツ・文化団体 小学生、中学生、高校生、大学生又は社会人が所属するスポーツ・文化部、団体等（同好会を含む。）、都道府県代表等選抜チーム及び実業団チーム
- (3) スポーツ・文化施設 公立又は民間のスポーツ施設、学校体育施設及び文化施設
- (4) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業（下宿営業を除く。）に係る施設（キャンプ場、コテージ、バンガロー等は除く。）
- (5) 参加者 選手及び指導者等（部長、監督、コーチ、マネージャー等を行い、保護者及び付添人を除く。）
- (6) 延べ宿泊者数 宿泊者数に宿泊日数を乗じた数

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、合宿等を実施する市外のスポーツ・文化団体とする。

(交付の要件等)

第4条 補助金の交付の対象となる合宿等は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 市内のスポーツ・文化施設を利用し、かつ、市内の宿泊施設に宿泊して実施すること。
- (2) 宿泊者数が5人以上であること。
- (3) 宿泊日数が連続2日間以上であること。
- (4) 当該年度の3月31日までに終了する合宿等であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の対象としない。

- (1) 主に営利を目的としている場合
- (2) 宗教的又は政治的活動を目的としている場合
- (3) 市からこの要綱に基づく補助金以外の補助金等の交付を受けている場合
- (4) その他市長が不相当と認める場合

(補助対象経費、補助金の額及び補助限度額)

第5条 補助対象経費、補助金の額及び補助限度額は、次の表のとおりとする。

補助対象経費	合宿等に要する経費のうち宿泊料
補助金額	1, 000円×延べ宿泊者数 ただし、市内のスポーツ団体又は地域住民と交流を図る事業を企画、実施する場合は2, 000円×延べ宿泊者数とする。
補助限度額	1団体につき同一年度1回までとし、20万円を限度とする。

(補助金の交付申請等)

第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、合宿等の開始日まで、規則第3条の補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 合宿(変更)計画書(様式第1号)
- (2) 収支予算書(様式第2号)
- (3) 合宿参加者名簿(様式第3号)

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請の内容を審査し、その結果を、規則第5条の補助金等交付決定通知書により通知するものとする。

(補助金の変更申請)

第7条 補助金の交付決定を受けた者は、申請に係る事項を変更しようとするときは、合宿(変更)計画書を市長に提出しなければならない。

(実績報告書)

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、合宿等が終了したときは、規則第9条の補助事業等実績報告書に、次の書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 合宿実績書（様式第4号）
- (2) 合宿参加者名簿（様式第3号）
- (3) 宿泊証明書（様式第5号）
- (4) 収支決算書（様式第6号）
- (5) その他必要と認められる書類

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第9条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部について、返還を命ずることができる。

- (1) 補助金を他の目的に使用したとき。
- (2) 提出書類の記載事項に虚偽があるとき。
- (3) 規則又はこの要綱の規定に反したとき。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。